

帯広市地域防災計画の主な変更箇所

1 【一般災害対策編】及び【地震災害対策編】について

頁番号		変 更 箇 所
一般	地震	
① 災害ケースマネジメントに関する記載を追加し、第5章第37節の被災者援護支援を収容		
P280 (P32)	P197 (P15)	<p>第8章 災害復旧計画</p> <p>防災基本計画に、災害ケースマネジメントの記述が盛り込まれたことを受け、北海道地域防災計画も修正が行われたことから、災害ケースマネジメントに係る記載を盛り込み、かつ道計画の記載に沿って、第8章に第5章第37節の被災者援護支援を収容した。</p> <p>旧：第8章 災害復旧計画 新：第8章 災害復旧・被災者援護計画 第1節 災害復旧計画 第2節 被災者援護支援</p>
② 警報・注意報の発表基準の修正		
P53 (P14)		<p>第3章第4節 気象業務に関する計画</p> <p>気象庁の基準値の見直しに伴う修正</p>
③ 組織名等の変更		
		<p>北海道電力ネットワークの支店体制の見直し（令和5年4月1日）、北海道の組織機構改正（令和5年6月1日）に伴い記載を修正した</p> <p><北海道電力ネットワーク> 旧：北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店 新：北海道電力ネットワーク株式会社 道東統括支店</p> <p><北海道（十勝総合振興局）> 旧：十勝総合振興局 地域創生部 地域政策課 防災係 新：十勝総合振興局 地域創生部 危機対策室</p>
④ その他		
		時点修正及び防災基本計画等の変更に伴う記載の整理

注1) 一般災害、地震災害の両方に記載があるものの「章・節」は一般災害対策編について記載。

注2) 頁番号は変更前（現行）計画。（ ）内は新旧対照表の頁番号

2 【資料編】について

- 資料4-2 洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設

令和3年の水防法改正により、洪水浸水想定区域図の作成が中小河川にも義務付けられたことを受け、帯広市の浸水想定区域も拡大したことから、浸水想定区域内にある災害時要援護者関連施設の一覧を更新